

# 取締役会の実効性評価

2026年5月15日  
SMK株式会社

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値の向上を図ることを目的として、2025年度における取締役会の実効性について自己評価を行いました。

## 1. 評価方法

取締役会にて評価項目を協議し、2026年2月から3月にかけて全ての取締役(社内3名、社外3名)及び監査役(社内1名、社外2名)に対して、取締役会の役割・機能、人員構成、会議運営、討議内容、連携・支援体制、株主との関係、前回実効性評価での課題への取組みに関するアンケートを実施しました。その結果につき取締役会にて意見交換を行い、取締役会の実効性に関する評価をいたしました。

## 2. 前回(2024年度)の実効性評価で抽出された課題への取組みの進捗状況

前回の評価で抽出された以下の2点については、改善の取組みを行いました。

### ① 第11次中期経営計画の進捗状況確認、計画未達時の原因分析及び対応策の議論

前期に続き、第11次中期経営計画については取締役会開催時に進捗報告を実施し、状況の確認及び対応策について議論を尽くしました。また、次期中期経営計画の策定にあたり、課題を分析のうえ、反映させることを確認いたしました。

### ② 取締役会運営の効率化の議論

ITツールを活用し、資料の英訳化等を行うことや、取締役会の開催日程の見直しを行うことで、取締役会の運営の効率化を図りました。また、資料の電子化等、さらなるITの活用につきましては、様々な意見を踏まえ、引き続き検討いたします。

## 3. 2025年度の評価結果

取締役会による実効性に関する評価結果は以下の通りです。

- 当社取締役会は、会社法及びコーポレート・ガバナンスコードに照らし、重大な機能不全や欠落等は存在せず、全体として有効に機能していることが確認されました。
- 中期経営計画や事業戦略等の企業戦略の方向性に関する議論の機会も大幅に増えており、また、それぞれの知識と経験のもと、自由に意見、発言を行っており、議論が活性化されていることが確認されました。
- 他方で、中期経営計画について未達の場合の要因分析や挽回策等について課題があること、旧下請法違反による勧告を踏まえ、社内コンプライアンスの強化を図るとともに、内部通報制度の運用・改善を図る必要があることが確認されました。

## 4. 今後の取組み

当社取締役会は、上記を踏まえ以下の点を重点的に取り組んでまいります。

- ① 第11次中期経営計画(2024/4~2027/3)について、未達の要因分析や挽回策に関して一層の議論を尽くすとともに、次期中期経営計画の策定にあたり分析結果を、反映させてまいります。
- ② 旧下請法違反による勧告を踏まえ、社内コンプライアンス教育の徹底を図るとともに、年度に複数回のコンプライアンス研修及び内部通報制度の運用の改善を行ってまいります。

当社は、取締役会の更なる実効性の向上、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、毎年取締役会の実効性に関する自己評価を実施し、改善に努めてまいります。

以上